

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市南区出島二丁目13番35号
氏 名 株式会社ヒロエー
代表取締役 石田文優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 平成27年 6月20日

許可の有効年月日 平成32年 6月19日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

- 汚泥 (トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロエレン、
シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン又は、1,3-ジクロロプロペンを含むこと
のみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、
1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロエレン、シス-1,2-ジクロエレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、
1,3-ジクロロプロペンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 以上4種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は
保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年6月20日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

**NO COPY
再複写無効**